

# 下田市での



## 結婚生活を応援します！

新婚世帯に最大 60 万円補助

～下田市結婚新生活支援補助金のご案内～



### 対象世帯(以下のすべてを満たす世帯)

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること
- 対象の住居が市内にあり、補助金交付申請時に市内に住所を有していること
- 夫婦の令和6年の所得が500万円未満であること  
(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から控除します。)
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- 規定の講座を受講していること

### 対象経費(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施したもの)

**住居費** 新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当の額を除く

※対象外経費例：土地購入代、駐車場代、光熱水費、火災保険料等

**引越費用** 引越業者又は運送業者に支払った費用

**リフォーム費用** 物件の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫、車庫、外構に係る工事費用、家電の購入又は設置に係る費用は対象外

## 申請方法

交付申請書に必要な書類を添えて、下田市役所の福祉事務所（⑥番窓口）に提出してください。  
申請される方は事前に下記のお問い合わせ先へご相談ください。

## 申請に必要なもの

- 結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- 住民票の写し
- 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書
- 所得証明書
- （貸与型奨学金を返済している場合）貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- （住宅を購入した場合）物件の売買契約書及び領収書等支払額が確認できるものの写し
- （住宅を賃借している場合）物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書等支払額が確認できるものの写し
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- リフォームに係る工事請負契約書等及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 引越しに係る領収書等支払額が確認できるものの写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- 結婚、妊娠・出産子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等の受講証明書
- その他の書類が必要となる場合があります

※講座の受講は、静岡県ホームページ内（下記QRコード参照）にある3つの教材のうち、どれか一つを受講いただき、受講後アンケートに回答すると受講証明書が発行されますので申請時に必要書類と一緒に提出してください。



## 申請期限

令和8年3月31日まで ※予算額に達した時点で受付終了となります

＜申請にあたっては、事前にお問い合わせください＞

〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18  
下田市役所 福祉事務所 社会福祉係（⑥番窓口）  
電話 0558-22-2216